埼玉純真短期大学研究論文集　第 10 号　PP.11-18

教育の本質を求めて
－　教育制度と宗教　－

Looking for the Essence of Education.
－ Education system on religion －

牛　込　彰　彦
（こども学科　教授）

要旨　教育の本質を明らかにするために教育と宗教の関係について論じた。初めに我が国おける近代教育制度について概観した。次に我が国おける宗教に対する教育の在り方を教育制度の面から考察した。特に教育基本法の制定，改正時における委員会報告等を資料とし，我が国の教育が宗教をどのように捉えているのか，また，教育の中にどのように活かしていくかについて論じた。さらに大正期における新教育運動の中で全人教育を提唱した小原圀芳を取り上げ，小原が宗教をどのように教育に活かしているかについて論じた。最後に，現代の日本の教育における課題を考えた上で教育と宗教がどのような関係にあるべきかについて考察した。

【キーワード：教育制度　宗教　私立学校**】**

Ⅰ．我が国における教育制度の成立

１．近代以前の教育

明治期以前の江戸時代の教育を概観する。江戸時代の家庭教育以外の教育は，武士の子弟を対象にした「藩校」，武士以外の子弟を対象とした「寺子屋」，更にその枠組みにあてはまらない「塾」と呼ばれる３種類に大別することが出来る。

江戸幕府は，統治機構の根幹として身分制度を確立した。江戸時代における身分制度は絶対的なもので，武士の子弟は武士に，また農民の子弟は農民にと職業選択の自由などは到底考えられない世の中であった。武士の子弟の教育を担った藩校では，武士としての礼儀作法に始まり，漢学等の教育がなされた。その方法は手習いや素読が中心であり，その教材として四書（「大学」「中庸」「論語」「孟子」）五経（「易経」「詩経」「書経」「春秋」「礼記）などが用いられた。江戸時代後期には，二百数十校の藩校が設立され武士の子弟の教育が施された。代表的な例としては水戸藩の弘道館，萩藩の明倫館，熊本藩の時習館などがある。また，藩校等で特に優秀な者は，幕府が設立した昌平坂学問所に学び，帰郷して各藩の教育にその学びを還元した。昌平坂学問所は，林羅山（1583-1657）が３代将軍徳川家光（1604-1651）から賜った上野忍岡の自宅敷地内にもうけた私塾，「弘文館」を起源とする。その後元禄３年（1690）５代将軍徳川綱吉（1646-1709）は，神田台（現在の湯島）にその場所を移した。また寛政９年（1797）には学舎の敷地を拡張し，昌平坂学問所（昌平黌）を開設した。昌平という名は，孔子の生地である昌平郷に因んだものである。ここに，一つの教員養成の原型を見ることが出来る。

一方，庶民の教育は主に寺子屋が担っていた。江戸時代中期以後は貨幣経済が発展し，商人はもとより農民にもある程度の読み書き能力を身に付けることが求められるようになった。寺子屋において教育を施していた者は，僧侶や神官，下級武士などであった。ここでは，日常生活を送るうえで必要な実生活に役立つ知識や技術が教育された。庶民の子どもたちはそこで，「イロハ」から始まる読み書きや，簡単な算術などを学んだ。また，学習が進むと「庭訓往来」「百姓往来」「生涯往来」「番匠往来」「船方往来」「女庭訓往来」「女商売往来」などの往来物を用いた教育が施された。寺子屋での指導は，読みなどは一斉指導の形態をとったが，大部分は個別指導の形態をとった。規模が大きく子どもの数が多い場合は，師匠の他にそれを助ける助手的な役割を持つものも存在した。現在の教諭，助教のような組織の原型が見られるようになった。

２．近代学校制度の確立

近代学校制度は，明治維新以降に誕生したと考えられる。1868年明治維新が起こり，続いて大政奉還，廃藩置県が実施され，中央集権国家が成立

した。明治政府は，四民平等，富国強兵，殖産興業を掲げ，近代化に取り組んだ。官制学校制度の成立に先立ち，市民の手によって設けられたのが，1869年京都に64校設置された「番組小学校」である。これは，京都にもともとあった66にのぼる「町組」という住民自治の枠組みをもとにしたもので，現在の学区制に通じるものであった。

明治4年（1871年）7月18日明治政府に中央教育行政官庁として文部省が設置された。文部大輔として旧佐賀藩の江藤新平（1834-1874）が就任した。翌明治5年（1872年）に「学事奨励に関する被仰出書」（学制序文）と「学制」が頒布され，近代学校教育制度の基礎が構築された。学事奨励に関する被仰出書は，学制の教育理念を明示し，学校設立および学問をすることの意義について述べている。多分に欧米の教育制度の影響を受け，個人主義，実学主義，功利主義の教育観，学問観をもっており，明治以前の儒教思想とは異なるものであった。また，「邑に不学の戸なく，家に不学の人なからしめん事を期す」と記し，国民皆学を求めた。さらに続けて「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは，その父兄の越度（おちど）たるべき事」[1]とあり，従前の武士の子弟に対する「藩校」その他「寺子屋」「塾」等の教育制度を変えるとともに，小学においては，学校に入学させることの強制力をも持たせようとした。学制は，109章からなり，「大中小学区ノ事」，「学校ノ事」，「教員ノ事」，「生徒及試業ノ事」，「海外留学生規則ノ事」，「学費ノ事」の六項目によって構成されている。学校の設置に関しては学区制を採用し，全国を8大学区に分け，1大学区を32中学区，1中学区を210小学区に区分した。総学校数は，53760校に及ぶ。修業年限は，下等小学（4年：6歳～9歳）上等小学（4年：10歳～13歳）下等中学（3年：14歳～16歳）上等中学（3年：17歳～19歳），大学（特に定めない）とした。

3．学制時における教師教育

学制が頒布された明治5年（1872年）文部省は，教師養成のための学校である「師範学校」を東京に設置した。初代校長に諸葛信澄（1849-1880）を置き，アメリカの教育学者であるマリオン・スコット（1843-1922）を教師として任命した。スコットは，アメリカに駐在していた森有礼（1847-1889）から誘いを受け，1871年に来日し大学南校の英語教師となった。その後師範学校に教師として招かれ，ペスタロッチ（1746-1827）の影響を受けた，直感や実物を重視する教授法が紹介された。

4．学制時における教育方法と内容（小学校の場合）

教育方法においては寺子屋で行われていた個別指導よりも，多くの子どもを効率よく学ばせることが出来る一斉教授の方法がとられるようになった。これは，欧米諸国に早く追いつきたいという，富国強兵，殖産興業等の政府の方針が反映したものと考えられる。また，内容においては，欧米のそれを翻訳した教科書が中心であり，人々の生活とはかけ離れた内容であり，実学と言えるものではなかった。また，当時の子どもたちは労働力として貴重な存在であること，また，徴兵制や地租改正で経済的に余裕のなかった庶民において学校教育は遠い存在であり，ややもすると反感を生むこととともなった。就学率に関して言えば，そのことも反映し当初は低かったが，日清，日露戦争の勝利を受け，近代産業が発展する中，明治33年（1900年）小学校の授業料の不徴収なども図られ，明治35年（1902年）90％を超えることとなった。[2]

5．教育令から教育勅語へ

学制頒布後文部省は教育的な理想と現実との差異を埋めるべく，教育政策の転換を図らなければならなくなった。明治12年（1879年）学制を廃止し，教育令を公布した。この政策の転換には学制における個人主義，功利主義から，日本の儒教的な思想を尊重するという回帰も見られた。また，翌年には改正教育令を公布した。改正教育令では，小学校の教科において修身が筆頭となった。このことには，元田永孚（1818-1891）の著した「教学聖旨」が影響しているものと考えられる。元田の儒教主義，皇国思想は，後の教育勅語へと繋がっていく。

明治23年（1890年）に発布された「教育に関する勅語」は，大日本帝国憲法下における教育の理念を示したものとして，戦前の教育を規定する基盤となった。当時法制局長官であった井上毅（1844-1895）の原案をもとに，枢密顧問官であった元田永孚らが修正を加た。教育に関する勅語では天皇と臣民の関係を忠孝の関係とし，天皇の良き臣民として備えるべき徳目が示された。儒教主義的な徳目とともに，天皇の民であるゆえの，義勇についても示されている。次にその部分を示す。（原文）

「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」[3]

（現代語訳）

「子は親に孝養を尽くし，兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い，夫婦は仲睦まじく解け合い，友人は胸襟を開いて信じ合い，そして自分の言動を慎み，全ての人々に愛の手を差し伸べ，学問を怠らず，職業に専念し，知識を養い，人格を磨き，さらに進んで，社会公共のために貢献し，また，法律や，秩序を守ることは勿論のこと，非常事態の発生の場合は，真心を捧げて，国の平和と安全に奉仕しなければなりません。」（国民道徳教会訳文による）[4]

「父母に孝行をつくし，兄弟姉妹仲よくし，夫婦互に睦び合ひ，朋友互に信義を以て交り，へりくだつて気随気儘の振舞をせず，人々に対して慈愛を及すやうにし，学問を修め業務を習つて知識才能を養ひ，善良有為の人物となり，進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし，常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し，万一危急の大事が起つたならば，大義に基づいて勇気をふるひ一身を捧げて皇室国家の為につくせ。」（文部省図書局による）[5]

本文および2通りの現代語訳を掲載したが，現代語訳に関してかなりの解釈の違いがある。

教育勅語は発布後，その謄本を各学校に下賜され奉読式を実施した。また，各学校においては奉安殿の中に保管され，紀元節等の儀式に奉読した。これは明治24年6月に制定した「小学校祝日大祭日儀式規程」による。

6．第二次世界大戦後における教育制度の成立

第二次世界大戦後，連合国軍最高司令官総司令部の監督の下で作成された「憲法改正草案要綱」をもとに，日本国憲法を制定し昭和21年（1946年）11月3日に日本国憲法として公布，昭和22年（1947年）5月3日に施行された。次に，教育に関連する条文を示す。[6]

第十三条　すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

第十四条　すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

2　華族その他の貴族の制度は，これを認めない。

3　栄誉，勲章その他の栄典の授与は，いかなる特権も伴はない。栄典の授与は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の一代に限り，その効力を有する。

第十九条　思想及び良心の自由は，これを侵してはならない。

第二十条　信教の自由は，何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も，国から特権を受け，又は政治上の権力を行使してはならない。

2　何人も，宗教上の行為，祝典，儀式又は行事に参加することを強制されない。

3　国及びその機関は，宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十三条　学問の自由は，これを保障する。

第二十六条　すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。

2　すべて国民は，法律の定めるところにより，その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は，これを無償とする。

第八十九条　公金その他の公の財産は，宗教上の組織若しくは団体の使用，便益若しくは維持のため，又は公の支配に属しない慈善，教育若しくは博愛の事業に対し，これを支出し，又はその利用に供してはならない。

戦後の教育の方向性は，第59代文部大臣前田多門（1884-1962）の下，「新日本建設ノ教育方針」「私立学校における宗教教育の自由を認める訓令八号」等，自主的に進められた。しかしながらアメリカ側ではすでに1944年には，戦後計画委員会で「日本の教育制度の改革」という文書が作られており，結果的にアメリカは，「日本教育制度二対スル管理政策」を出すに至った。その後，アメリカ教育使節団の来日，教育刷新委員会の設置，検討を経て，前文と本則11条からなる教育基本法が昭和22年（1947年）3月31日に公布・施行された。[7]

7．戦後教育改革の流れ

戦後教育改革の流れを概観すると，概ね次の5つの段階に分けることが出来る。これは，文部科学省HP「教育基本法資料室　戦後教育改革の流れ」を改変した。[8]

1）戦後教育の再建（概ね昭和20年～27年）

教育刷新委員会の提言に基づく戦後教育制度の構築

主な施策

民主化の理念の下，憲法，教育基本法（22年）の制定

機会均等の理念の下，6・3・3・4の単線型学校体系の導入，学校基本法

義務教育の年限延長と無償制度の実施

教育委員会制度の創設

2）経済社会の発展に対応した教育改革（概ね昭和27年～46年）

教育の量的拡大に対応した制度

主な施策

学習指導要領の数次にわたる改訂

系統重視（33年）

教育の現代化（43年）

高等専門学校制度の創設（37年）

短期大学の恒久化（39年）

私立大学に対する経常費助成の制度化（45年）

3）安定成長下の教育改革(概ね昭和46年～59年)

安定成長下の教育の質的改善

主な施策

初等中等教育

学習指導要領の改訂（52年,ゆとりと充実・教育内容の精選と授業時数の削減）

40人学級の実現（55年）

高等教育

新構想大学の設置（48年～）

国立大学共通一次試験の実施（5教科7科目）

放送大学授業開始（60年）

4）臨時教育審議会以降の教育改革（概ね昭和59年～）

個性重視，生涯学習体系への移行，変化への対応

主な施策

個性重視

学習指導要領の改訂

新しい学力観，自己教育力（元年）

生きる力（自ら学び，自ら考える力の育成，基礎基本の定着，個性を生かす教育の推進）（10年）「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

5）教育改革国民会議以降の教育改革（概ね平成12年～）

新しい時代にふさわしい教育，豊かな人間性の育成

主な施策

21世紀教育新生プラン（13年1月）

確かな学力と豊かな心の育成

少人数授業・習熟度別指導の推進(13年)

心のノート配布（13年）

楽しく安心できる学習環境の整備

信頼される学校づくり

学校の自己評価システムの確立（14年）

世界水準の大学づくりの推進

国立大学の法人化（16年）

この概ね5段階にわたる改革には，その背景に時代からの教育への要請があり，それに対応するような形で,改革が行われたと言える。なかでも4)にあたる昭和59年頃は，都市化，核家族化を背景とした家庭や地域における教育力の低下や小中学校でのいじめ，不登校の増加など教育における課題の下，改革が行われた。また，新たな教科である生活科の創設など特筆に値する事項がある。

Ⅱ．教育基本法と宗教

次に，第二次大戦後の教育と宗教の関係について考える。

教育基本法成立までに，いくつかの草案等が提案された。時系列に宗教教育に関する条文等の変遷を見る。[9 10]

○昭和20年（1945年）9月15日「新日本建設ノ教育方針」九　宗教

国民ノ宗教的情操ヲ涵養シ敬虔ナル信仰心ヲ啓培シ神仏ヲ崇メ独リヲ慎ムノ精神ヲ体得セシメテ道義新日本ノ建設ニ資スルト共ニ宗教ニ依ル国際的親善ヲ促進シテ，世界ノ平和ニ寄与セシメンガ為メ各教宗派教団ヲシテ夫々其ノ特色ヲ活カシツツ互ニ連絡提携シテ我国宗教の真面目ヲ一段ト発揮セシムルヤウ努メテイル，近ク官長教団統理者協議会及宗務長会議ヲ開催シ其ノ趣旨ノ徹底ヲ図ルコトトシタ

○昭和21年（1946年）9月21日　教育基本法要綱案　(7）宗教教育

宗教的情操の涵養は，教育上これを重視しなければならないこと

但し，官公立の学校は，特定の宗派的教育および活動をしてはならないこと

○昭和21年（1946年）11月29日　教育基本法要綱案　(7）宗教教育

宗教的情操のかん養は，教育上これを重視しなければならない。

但し，官公立の学校は，特定の宗派的教育および活動をしてはならない。

○昭和21年（1946年）1946年12月29日　教育基本法要綱案　(8）宗教教育

宗教的情操の涵養は，教育上これを重視しなければならない。ただし，官公立の学校は，特定の宗派を支持し，または反対するための宗教教育を行い，または活動してはならないこと。

○昭和22年（1947年）1月15日　教育基本法案
第八条　宗教教育
宗教的情操は，教育上これを重視しなければならない。ただし，官公立の学校は，特定の宗派を支持または反対するための宗教教育を行い，または宗教的活動をしてはならない。

○昭和22年（1947年）1月30日　教育基本法案
第八条　宗教教育
宗教的情操は，教育上これを尊重しなければならない。
国および地方公共団体の設置する学校は，特定の宗派の宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。

○昭和22年（1947年）2月12日　教育基本法案
第九条　宗教教育
社会における宗教生活の意義と宗教に対する寛容の態度は，教育上これを重視しなければならない。
国及び地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。

○昭和22年（1947年）2月28日　教育基本法要綱案　第九条　宗教教育
宗教と社会生活との関係および宗教に関する寛容の態度は，教育上これを尊重しなければならない。
国及び地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

○昭和22年（1947年）3月4日　教育基本法案
第九条（宗教教育）
2月28日に同じ。

○昭和22年（1947年）3月8日　教育基本法案
第九条（宗教教育）
宗教に関する寛容の態度および宗教の社会生活における地位は，教育上これを尊重しなければならない。国および地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

上記を見ると教育基本法の成立に向けて，短期間の中で検討と修正が加えられたことがわかる。特に注目すべきは，宗教的情操という言葉が消失したことである。具体的には，昭和22年（1947年）1月30日から2月12日の間に今までとは違う角度からの提言があり修正がなされたと考えられる。

ここに，昭和22年（1947年）3月22日の貴族院・教育基本法案特別委員会の記録がある。

問：「第9条は宗教的情操の重要性を無視していないか。」[11]

答弁：高橋誠一郎（1884-1982）国務大臣：「此の点に関しましては少し歴史がございまするので，最初は宗教的情操の涵養云々と云ふ文字になつて居つたのでございます。寧ろ宗教的情操を涵養せしめることを謳つて居つたのでありまするが，去る方面の意見に依りまして，之を削りまして，単に宗教に関する寛容の態度が記されることになつたのであります。積極的に宗教的情操を涵養する必要を説いて居つたものでありまするが，其の後になりまして寧ろ消極的な規定になりましたのでありますが，併しながら其の次に宗教の社会生活に於ける地位を尊重しなければならぬと云ふことが述べられて居るのでありまして，宗教の社会生活に於ける地位が尊重せられるに連れまして，自ら又其処に宗教的情操と云ふやうなものも湧いて来ることになりはしないか，こんな風に考へて居るのでありますが，只今申しましたやうな経緯を経て居るものでありますことを，御了承願いたいと考へるのでございます。」

この修正において，宗教的情操という言葉は消失し，消極的な表現になったと言わざるを得ない。このことが，正しい判断であったか否かを検討する必要あると言える。またその意味において「去る方面」がどのように宗教的情操を捉えていたかを明確にすることも必要である。

では，宗教的情操とは一体何か。それについては，昭和22年（1947年）3月19日の同委員会における記録が存在する。[12]

問：「所謂宗教的情操とは何か。」

答弁：稲田政府委員「公立の学校に於きまして所謂宗教的情操の涵養と申しますのは，前段に於て御引用になりましたやうに，宇宙の神秘でありますとか，生命の不可思議でありますとか云ふやうようなことに対しまして，非常に敬虔な念を起すと云ふやうな所迄導いて参る訳であります。其の上に於いてさうした気持から一人々々が或は仏教に進み，或はキリスト教に進む，是は公立学校の領域ではございませぬので，其の素地を培ふと云ふ程度に致したいと思つて居ります。」

上記の文章に依ると，「敬虔の念を起す」まで導く。素材として，「宇宙」や「生命」を用いるということになる。

Ⅲ．宗教的情操と学習指導要領

宗教的情操と云う言葉自体は現在の教育基本法にはない。しかしながら，関連する記述が学習指

導要領においてみられるかについて次に検討した。平成20年6月の小学校学習指導要領解説の「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「道徳」を素材とした。また，先の昭和22年の貴族院・教育基本法案特別委員会に於いて答弁にあった，「宇宙」「生命」「神秘」「不思議」「敬虔」に「畏敬」を加えた7つの言葉を宗教的情操に関連するキーワードとし，文中における使用回数を調べた。

調査の結果から，「敬虔」は，0回，その他の言葉に関しては，1回以上の使用が認められた。10回以上の使用に関してみると，理科編が「生命」の82回，生活編が「生命」の36回，「不思議」の17回，道徳編が「生命」の77回，「畏敬」の18回であった。宗教的情操に関連するキーワードは，理科，生活，道徳に多く使用されていた。これらの教科は，宗教的情操との関連が高く，更に言えばその内容を指導できる可能性が高いことを示すとも考えられる。今後の学習指導要領の改訂における変化にも注視する必要がある。

Ⅳ．私立学校における宗教教育

教育基本法第15条[13]では，「国及び地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」とあり，その制限を謳っているが，私立学校に関しては，その限りではない。日本においても多くの私立学校において，宗教教育が行われているのが現状である。

ここで，大正期の教育者である「小原囿芳」(1887-1977)の教育について考える。小原囿芳は，「全人教育」の提唱者で，玉川学園の創立者である。大正7年（1918年）京都帝国大学文学部哲学科を卒業した。卒業論文の題名は，「宗教による教育の救済」である。多くの私立学校における宗教教育が宗派に属して宗教教育を実践しているのに対して，玉川学園の宗教教育は，キリスト教を基本の教えとしているが，ミッションスクールというわけではない。ホームページ[14]に次のような記載がある。

「玉川学園はいわゆるミッションスクールではない。特定の宗教団体が学校運営をしているわけでも，特定の宗教の布教活動を目的としているわけでもない。教育の根本に宗教心の育成を掲げているが，宗教のための教育ではなく，教育のための宗教なのである。」

では，小原は，宗教と教育の関係をどのように捉えていたのだろうか。小原はその著書「教育の根本問題としての宗教」の中で次のように述べている。

「宗教心は吾人精神生活の総量である。人間生活のあらゆるものの総合が宗教経験である。人間生活のあらゆるものの総合が宗教経験である。学問心も道徳心もないし一切のものが集まって宗教心を渾成しているのである。」[15]「宗教経験は人格経験であって，吾らが幽玄なる神秘なり，大いなる人格者なり，崇高なる芸術なり，偉大なる自然に対して全我を捧げてゆく時，ここに真の宗教的生活が実現せられるのである。宗教心だの，宗教生活だのという特別のものがあるわけではない。かく特別のものならば宗教教育は簡単である。人間の心の或る方面ではなく，吾々の精神生活の総量である。だから児童の宗教教育とは，児童の精神生活の全局を適当に発達させることである。」[16]「しからば宗教教育とは，児童の身体および精神を完全に発達させることのほかに宗教教育はない。宗教教育すなわち人間教育なのである。無論，これは理想論であるがこの意味で，もし真に今日の小学教育が全人の教育をやっていれば，小学校教育はもっとも深い意味で宗教教育をしつつあるのである。」[17]「「宗教は実に全人の教育として必然不可欠である。付属物か何かのように考えてはならぬ。それは本質的なものである」(コー)。ホーンも「すべて教育は究極，宗教的である」といっているが，これは実に全人の教育が真の宗教教育であるという意味からである。少なくともいかに宗教的要素を児童の生活に入れるかは将来我が国の大問題でなければならぬ。」[18]

このように，小原は「宗教教育すなわち人間教育なのである。」(既出）と述べているように，人間の発達において宗教は必要不可欠なものであり，また一部をなすものでなく，全体を成すものと捉えていると受け取れる。それらの教育の上に発達せしめたものを全人と捉えることもできよう。

Ⅴ．公教育と宗教教育の関係

先にも述べたように，教育基本法によって国および地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならないとある。この文言において，「特定の」という言葉の意味するところは，宗派教育や布教活動は行えないが，宗教教育をすべて否定するものではないと解釈することが出来る。小原はこの点についてどのように考えているのであろうか。小原はその著書「教育の根本問題としての宗教」の中で

次のように公立学校と宗教の関係について次のように述べている。

「無論また，今日の公立学校では，全然，宗教陶冶が出来ぬように思っている宗教家も教育家も三省せねばならぬ。正しく全人の教育をやることが宗教教育であるから，真に教師其人さえ得れば余地はいくらでもある，私が教師論を高調するゆえんはここである。ホーンもいったように。「宗教教授と宗教的に教えることはちがう」「真に教師が宗教を有する人ならば児童に題材として，宗教を教える必要はない」という氏の言はある点まで肯定していい。」[19]「公立学校における宗教と教育との分離の如きはいわゆる宗派と教育との分離であって，宗教そのものを否認するものでないことは明らかである。」[20]また，道徳と宗教の関係について次のように述べている。「道徳と宗教と密接の関係があることはいずれも肯定しているものとみていい。宗派教育と宗教教授とが別に行われるか，行われないかは問題であろう。ダットン博士のいう通りに，いづれの宗派にも承認さるるような寛大な方法でやり得るとせば確かに有効であるに違いない。けれど我が国のような雑多の宗教を有する国にあっては困難を生じてくる。やはり政教分離は公立学校においては原則とすべきであろう。」[21]しかし「政教分離は我が国教育制度の美点の一つである。けれども，これより来る恐ろしい弊害のあることを吾人は知らねばならぬ。それは何であるか。誤解より来る弊害である。両者の学校教育上における分離そのものを，ただちに両者が矛盾衝突するものかの如くに考えうることである。」[22]とも述べている。

Ⅵ. 今日の教育における課題と宗教教育

日本は数年後に東京オリンピックを控え，世界的にみると経済的に裕福な国と考えることが出来る。しかしながら少子高齢化，核家族化，それに伴う介護等，問題も山積している。教育界に目を転じてもいじめの問題等深刻さを増している。心のあり方が問われる時代になってきている。世界情勢も混とんとしているこれからの世の中を力強く生きぬく力強い若い世代を養成するために，教育は何を提供しなければならないのであろうか。「新学力観」「生きる力」「教育基本法改正」「教科道徳」など，対応を図ってきた。一定の効果を挙げているが，まだ，できることはあるかと考える。そのひとつが宗教かと考える。あくまでも宗派教育ではなく，人間における心のあり方としての宗教的感化，宗教的情操などである。人間の能力は素晴らしいものであるが，同時に不完全でもある。科学技術の進歩は素晴らしいがその一方でその使い方を誤れば，多くの被害が出ることも周知の事実である。それらをどのように利用するかはやはり，人間の判断である。そのような意味で，人間が人間としての本当の姿を認識する必要がある。その点において，倫理や道徳，宗教は寄与できる可能性を持つ。小原も述べているように道徳と宗教は少なからず関連がある。本当の徳を理解するためには，宗教的感化，宗教的情操などの力を借りることも有効かと考える。

参考文献

1 坂野慎二, 福本みちよ編著, 学校教育制度概論, 玉川大学出版部，2015年3月31日

2 小学校学習指導要領解説　国語編 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2010/12/28/1231931_02.pdf

3 小学校学習指導要領解説　算数編 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_004_1.pdf

4 小学校学習指導要領解説　社会編 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_003.pdf

5 小学校学習指導要領解説　生活編 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_006.pdf

6 小学校学習指導要領解説　道徳編 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/08/10/1282846_1.pdf

7 小学校学習指導要領解説　理科編 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2010/12/28/1231931_05.pdf

8 高橋靖直編著，学校制度と社会，玉川大学出版部，2006年2月10日

9 玉川大学　近代学校制度としての「学制」 http://www.tamagawa.ac.jp/museum/archive/1991/014.html

10 文部科学省　学制百年史　一幕末期の教育
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317577.htm
＊藩校等における教材（四書五行）
11 文部科学省　学制百年史　二学制の制定
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317581.htm

---

引用文献

1 太政官　学事奨励に関する被仰出書　太政官布告第214号　1872.7
http://ir.u-gakugei.ac.jp/images/19808138/kmview-zoom.htm
2 高橋靖直編著，学校制度と社会，玉川大学出版部，2006年2月10日，p34
3 国立公文書館　簿冊表題：教育勅語
https://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/F2014062711431164696
4 明治神宮　教育勅語
http://www.meijijingu.or.jp/about/3-4.html
5 佐藤秀夫編，続・現代史資料 9 教育 御真影と教育勅語 2，みすず書房，1996，p 356
6 国立国会図書館　憲法条文・重要文書　日本国憲法　1947年3月31日公布・施行
http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html#s3
7 文部科学省　教育基本法資料室　昭和22年教育基本法制定時の条文
http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/a001.htm
8 文部科学省　教育基本法資料室　参考資料　戦後教育改革の流れ
http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/data/d002.pdf
9 文部科学省　学制百年史　資料編　新日本建設ノ教育方針（昭和29年9月15日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317991.htm
10 杉原誠四郎著　教育基本法の成立　文化書房博文社　2003年6月10日　p290～312のうち，一部引用
11 文部科学省　教育基本法資料室へようこそ！　第9条（宗教教育）
http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_09.htm
12 文部科学省　教育基本法資料室へようこそ！　第9条（宗教教育）
http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_09.htm
13 教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO120.html
14 玉川大学HP　玉川学園の歴史　宗教教育
http://www.tamagawa.jp/introduction/enkaku/history/detail_4520.html
15 小原圀芳，「教育の根本問題としての宗教」小原圀芳選集1　玉川大学出版部　1980，p87　L3～4
16 小原圀芳，「教育の根本問題としての宗教」小原圀芳選集1　玉川大学出版部　1980，p87　L10～14
17 小原圀芳，「教育の根本問題としての宗教」小原圀芳選集1　玉川大学出版部　1980，p89　L2～4
18 小原圀芳，「教育の根本問題としての宗教」小原圀芳選集1　玉川大学出版部　1980，p90　L2～5
19 小原圀芳，「教育の根本問題としての宗教」小原圀芳選集1　玉川大学出版部　1980，p90　L6～10
20 小原圀芳，「教育の根本問題としての宗教」小原圀芳選集1　玉川大学出版部　1980，p184　L1～2
21 小原圀芳，「教育の根本問題としての宗教」小原圀芳選集1　玉川大学出版部　1980，p188　L12～16
22 小原圀芳，「教育の根本問題としての宗教」小原圀芳選集1　玉川大学出版部　1980，p189　L11～14